

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年2月3日(2011.2.3)

【公開番号】特開2009-143878(P2009-143878A)

【公開日】平成21年7月2日(2009.7.2)

【年通号数】公開・登録公報2009-026

【出願番号】特願2007-325531(P2007-325531)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/44 (2006.01)

A 6 1 K 8/37 (2006.01)

A 6 1 K 8/891 (2006.01)

A 6 1 Q 19/10 (2006.01)

A 6 1 Q 1/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/44

A 6 1 K 8/37

A 6 1 K 8/891

A 6 1 Q 19/10

A 6 1 Q 1/14

【手続補正書】

【提出日】平成22年12月15日(2010.12.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

毛穴との接触時間が少なくとも1分以上であり、使用後に洗い流す様で使用される角栓除去用の化粧料組成物であって、1)水1~4質量%と、2)N-アシルアミノ酸のエステル0.05~3質量%と、3)分岐のアルキル基を分子内に有する親水性非イオン界面活性剤10~20質量%とを含有することを特徴とする、角栓除去用の化粧料組成物。

【請求項2】

水相が油相に可溶化した剤形であって、25で透明で流動性のある性状を呈することを特徴とする、請求項1に記載の角栓除去用の化粧料組成物。

【請求項3】

支持体上に含浸させて、小鼻に5分以上貼附し、小鼻より剥離した後、貼附部位を水洗する様で使用されること特徴とする、請求項1又は2に記載の化粧料組成物。

【請求項4】

更に、炭酸ジエステルを含有することを特徴とする、請求項1~3何れか1項に記載の化粧料組成物。

【請求項5】

更に、フェニルメチコンを含有することを特徴とする、請求項1~3何れか1項に記載の化粧料組成物。

【請求項6】

請求項1~5何れか1項に記載の化粧料組成物を、支持体に含浸させてなる、角栓除去用の貼附剤。

【請求項7】

請求項 1 ~ 5 何れか 1 項に記載の化粧料組成物を、支持体に含浸させ、支持体ごと擦過して用いる事を特徴とする化粧料。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

この様な状況に鑑みて、本発明者らは、通常にクレンジング料として使用できるクレンジング料において、その角栓除去効果を、シート状の角栓除去料に匹敵するほど向上せしめる手段を求めて、鋭意研究努力を重ねたところ、毛穴との接触時間が少なくとも 1 分以上あり、使用後に洗い流す態様で使用される角栓除去用の化粧料組成物であって、1) 水 1 ~ 4 質量 % と、2) N - アシルアミノ酸のエステル 0.05 ~ 3 質量 % と、3) 分岐のアルキル基を分子内に有する親水性非イオン界面活性剤 10 ~ 20 質量 % とを含有するものが、その様な特性を有していることを見出し、発明を完成させた。即ち、本発明は、以下に示す通りである。

< 1 > 毛穴との接触時間が少なくとも 1 分以上あり、使用後に洗い流す態様で使用される角栓除去用の化粧料組成物であって、1) 水 1 ~ 4 質量 % と、2) N - アシルアミノ酸のエステル 0.05 ~ 3 質量 % と、3) 分岐のアルキル基を分子内に有する親水性非イオン界面活性剤 10 ~ 20 質量 % とを含有することを特徴とする、角栓除去用の化粧料組成物。

< 2 > 水相が油相に可溶化した剤形であって、25 で透明で流動性のある性状を呈することを特徴とする、< 1 > に記載の角栓除去用の化粧料組成物。

< 3 > 支持体上に含浸させて、小鼻に 5 分以上貼附し、小鼻より剥離した後、貼附部位を水洗する態様で使用されること特徴とする、< 1 > 又は < 2 > に記載の化粧料組成物。

< 4 > 更に、炭酸ジエステルを含有することを特徴とする、< 1 > ~ < 3 > の何れかに記載の化粧料組成物。

< 5 > 更に、フェニルメチコンを含有することを特徴とする、< 1 > ~ < 3 > の何れかに記載の化粧料組成物。

< 6 > < 1 > ~ < 5 > の何れかに記載の化粧料組成物を、支持体に含浸させてなる、角栓除去用の貼附剤。

< 7 > < 1 > ~ < 5 > の何れかに記載の化粧料組成物を、支持体に含浸させ、支持体ごと擦過して用いる事を特徴とする化粧料。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明の化粧料組成物においては、かかる成分以外に、通常化粧料で使用される任意成分を含有することが出来る。この様な任意成分としては、例えば、マカデミアナッツ油、アボカド油、トウモロコシ油、オリーブ油、ナタネ油、ゴマ油、ヒマシ油、サフラワー油、綿実油、ホホバ油、ヤシ油、パーム油、液状ラノリン、硬化ヤシ油、硬化油、モクロウ、硬化ヒマシ油、ミツロウ、キャンデリラロウ、カルナウバロウ、イボタロウ、ラノリン、還元ラノリン、硬質ラノリン、ホホバロウ等のオイル、ワックス類、流動パラフィン、スクワラン、プリスタン、オゾケライト、パラフィン、セレシン、ワセリン、マイクロクリスタリンワックス等の炭化水素類、オレイン酸、イソステアリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸、ステアリン酸、ベヘン酸、ウンデシレン酸等の高級脂肪酸類、セチルアルコール、ステアリルアルコール、イソステアリルアルコール、ベヘニルアルコール、オクチルドデカノール、ミリスチルアルコール、セトステアリルアルコール等の高

級アルコール等、イソオクタン酸セチル、ミリスチン酸イソプロピル、イソステアリン酸ヘキシルデシル、アジピン酸ジイソプロピル、セバチン酸ジ-2-エチルヘキシル、乳酸セチル、リンゴ酸ジイソステアリル、ジ-2-エチルヘキサン酸エチレングリコール、ジカブリン酸ネオペンチルグリコール、ジ-2-ヘプチルウンデカン酸グリセリン、トリ-2-エチルヘキサン酸グリセリン、トリ-2-エチルヘキサン酸トリメチロールプロパン、トリイソステアリン酸トリメチロールプロパン、テトラ-2-エチルヘキサン酸ペンタノエリトリット、炭酸ジカブリル、炭酸エチレン、炭酸プロピレンなどの炭酸ジエステル等の合成エステル油類、ジメチルポリシロキサン、メチルフェニルポリシロキサン、ジフェニルポリシロキサン等の鎖状ポリシロキサン、オクタメチルシクロテトラシロキサン、デカメチルシクロ pent シロキサン、ドデカメチルシクロヘキサンシロキサン等の環状ポリシロキサン、アミノ変性ポリシロキサン、ポリエーテル変性ポリシロキサン、アルキル変性ポリシロキサン、フッ素変性ポリシロキサン等の変性ポリシロキサン、脂肪酸セッケン（ラウリン酸ナトリウム、パルミチン酸ナトリウム等）、ラウリル硫酸カリウム、アルキル硫酸トリエタノールアミンエーテル等のアニオン界面活性剤類、塩化ステアリルトリメチルアンモニウム、塩化ベンザルコニウム、ラウリルアミンオキサイド等のカチオン界面活性剤類、イミダゾリン系両性界面活性剤（2-ココイル-2-イミダゾリニウムヒドロキサイド-1-カルボキシエチロキシ2ナトリウム塩等）、ベタイン系界面活性剤（アルキルベタイン、アミドベタイン、スルホベタイン等）、アシルメチルタウリン等の両性界面活性剤類、ソルビタン脂肪酸エステル類（ソルビタンモノステアレート、セスキオレイン酸ソルビタン等）、グリセリン脂肪酸類（モノステアリン酸グリセリン等）、プロピレングリコール脂肪酸エステル類（モノステアリン酸プロピレングリコール等）、硬化ヒマシ油誘導体、グリセリンアルキルエーテル、POEソルビタン脂肪酸エステル類（POEソルビタンモノオレート、モノステアリン酸ポリオキエチレンソルビタン等）、POEソルビット脂肪酸エステル類（POE-ソルビットモノラウレート等）、POEグリセリン脂肪酸エステル類（POE-グリセリンモノステアレート等）、POE脂肪酸エステル類（ポリエチレングリコールモノオレート、POEジステアレート等）、POEアルキルエーテル類（POE2-オクチルドデシルエーテル等）、POEアルキルフェニルエーテル類（POEノニルフェニルエーテル等）、プルロニック型類、POE・POPアルキルエーテル類（POE・POP2-テトラデシルエーテル等）、テトロニック類、POEヒマシ油・硬化ヒマシ油誘導体（POEヒマシ油、POE硬化ヒマシ油等）、ショ糖脂肪酸エステル、アルキルグルコシド等の必須成分に分類されない非イオン界面活性剤類、ポリエチレングリコール、グリセリン、1,3-ブチレングリコール、エリスリトール、ソルビトール、キシリトール、マルチトール、プロピレングリコール、ジプロピレングリコール、ジグリセリン、イソブレングリコール、1,2-ペタンジオール、2,4-ヘキサンジオール、1,2-ヘキサンジオール、1,2-オクタンジオール等の多価アルコール類、ピロリドンカルボン酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム等の保湿成分類、表面を処理されていても良い、マイカ、タルク、カオリン、合成雲母、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、無水ケイ酸（シリカ）、酸化アルミニウム、硫酸バリウム等の粉体類、表面を処理されていても良い、ベンガラ、黄酸化鉄、黒酸化鉄、酸化コバルト、群青、紺青、酸化チタン、酸化亜鉛の無機顔料類、表面を処理されていても良い、雲母チタン、魚鱗箔、オキシ塩化ビスマス等のパール剤類、レーキ化されていても良い赤色202号、赤色228号、赤色226号、黄色4号、青色404号、黄色5号、赤色505号、赤色230号、赤色223号、橙色201号、赤色213号、黄色204号、黄色203号、青色1号、緑色201号、紫色201号、赤色204号等の有機色素類、ポリエチレン末、ポリメタクリル酸メチル、ナイロン粉末、オルガノポリシロキサンエラストマー等の有機粉体類、パラアミノ安息香酸系紫外線吸収剤、アントラニル酸系紫外線吸収剤、サリチル酸系紫外線吸収剤、桂皮酸系紫外線吸収剤、ベンゾフェノン系紫外線吸収剤、糖系紫外線吸収剤、2-(2'-ヒドロキシ-5'-t-オクチルフェニル)ベンゾトリアゾール、4-メトキシ-4'-t-ブチルジベンゾイルメタン等の紫外線吸収剤類、エタノール、イソプロパノール等の低級アルコール類、ビタミンA又はその誘導体、ビタミンB₆塩酸塩、

ビタミン B₆トリパルミテート、ビタミン B₆ジオクタノエート、ビタミン B₂又はその誘導体、ビタミン B₁₂、ビタミン B₁₅又はその誘導体等のビタミン B 類、-トコフェロール、-トコフェロール、-トコフェロール、ビタミン E アセテート等のビタミン E 類、ビタミン D 類、ビタミン H、パントテン酸、パンテチン、ピロロキノリンキノン等のビタミン類等、フェノキシエタノール等の抗菌剤などが好ましく例示できる。これらで特に好ましいものは、溶剤効果が大きく、脂質溶解作用に優れる炭酸ジエステル類であり、中でも炭酸ジカプリルが特に好ましく、化粧料組成物全量に対して、10～20質量%含有することが好ましい。かかる成分は、非イオン界面活性剤の油相における溶状を安定させる効果も有する。また、これらで特に好ましいものは、バルク中から角栓へのN-アシルアミノ酸ジエステルおよび分岐アルキル非イオン界面活性剤の配向を高める効果が大きく、角栓除去作用に優れるメチルフェニルポリシロキサン（フェニルメチコン）が特に好ましく、化粧料組成物全量に対して、5～15質量%含有することが好ましい。かかる成分は、角栓の毛穴からの離型剤と働き、角栓を取りやすくする効果も有する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明の化粧料組成物は、前記必須成分と、任意成分とを常法に従って処理することにより製造することが出来る。斯くて得られた化粧料組成物はそのまま瓶などに充填し、化粧料として使用することも出来るし、不織布、リント布、ガーゼ、カット綿などの支持体に含浸させ、これを小鼻などに貼附して、貼附剤として使用することも出来る。含浸に際しては、目付100g/m²の支持体50cm²に対して1～3gの化粧料組成物を含浸させることが好ましい。含浸は予め含浸させたものをパックして販売したり、用時に支持体に化粧料組成物を含浸させて使用することが出来る。化粧料乃至は貼附剤として使用する場合、角栓と化粧料組成物が少なくとも5分間接觸するように、擦過乃至は貼附を行い、擦過条件下温水で濯いで洗い流す態様で使用することが好ましい。また、擦過を行う場合の支持体は、凸凹加工のしてあるものの方が好ましい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

下記に示す表1の処方に従って、本発明の化粧料組成物である、化粧料組成物1を得た。即ち、処方成分を80で加熱しながら、攪拌し可溶化し、攪拌冷却し、透明なオイル状の化粧料組成物1を得た。同様に操作して、「エルデュウPS203」をPOE(12)イソステアリン酸に置換した比較例1、POE(12)イソステアリン酸をPOE(10)オレイン酸に、且つ、イソステアリン酸POE(20)グリセリルをオレイン酸POE(20)グリセリルに置換した比較例2、水を炭酸ジカプリルに置換した比較例3及び「エルデュウPS203」並びにPOE(12)イソステアリン酸をPOE(10)オレイン酸に、イソステアリン酸POE(20)グリセリルをオレイン酸POE(20)グリセリルに、且つ、水を炭酸ジカプリルに置換した比較例4も同様に製造した。比較例1、比較例2は透明なオイル状を呈し、比較例3、比較例4は少し白濁したオイル状を呈した。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

実施例1と同様に、下記に示す表5の処方に従って、化粧料組成物2を作製した。このものは評価1の方法で角栓残存率は6%であり、評価3によるウォッシュオフ・クレンジング機能の測定でも地肌と部位の差を認めず、化粧料組成物1と同様の効果を確認した。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

実施例1と同様に、下記に示す表6の処方に従って、化粧料組成物3を作製した。このものは評価1の方法で角栓残存率は12%であり、評価3によるウォッシュオフ・クレンジング機能の測定でも地肌と部位の差をほとんど認めず、化粧料組成物1よりやや劣るが、同様の効果を認めた。炭酸ジエステルを含有する形態が特に好ましいことが分かる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0029

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0029】

実施例1と同様に、下記に示す表7の処方に従って、化粧料組成物4を作製した。このものは評価1の方法で角栓残存率は10%であり、評価3によるウォッシュオフ・クレンジング機能の測定でも地肌と部位の差をほとんど認めず、化粧料組成物1よりやや劣るが、同様の効果を認めた。フェニルメチコンを含有する形態が特に好ましいことが分かる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

実施例1と同様に、下記に示す表8の処方に従って、化粧料組成物5を作製した。このものは評価1の方法で角栓残存率は9%であり、評価3によるウォッシュオフ・クレンジング機能の測定でも地肌と部位の差をほとんど認めず、化粧料組成物1よりやや劣るが、同様の効果を認めた。水の含有量の上限は4質量%程度であることが分かる。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

化粧料組成物1～5をそれぞれ目付100g/m²、7cm×7cmの不織布のシートに化粧料組成物1～5gを含浸させ、シート状クレンジング1～5とした。これを小鼻に5分間貼附し、かかる後に温水でウォッシュオフする様で、評価2と同様に評価を行った。結果を表9に示す。化粧料としての使用と同様の結果が得られた。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0035

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 3 5 】

化粧料組成物 1 ~ 5 をそれぞれ目付 1 0 0 g / m²、7 cm × 7 cm の不織布のシートに化粧料組成物 1 ~ 5 g を含浸させ、シート状クレンジング 1 ~ 5 とした。これで小鼻を 1 分間擦過し、しかる後に温水でウォッシュオフする態様で、評価 2 と同様に評価を行った。結果を表 10 に示す。化粧料としての使用と同様の結果が得られた。